

千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント相談員マニュアル

この相談マニュアルは、千葉県立保健医療大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）第8条より第11条に定める相談員が、キャンパス・ハラスメントに係る教職員学生等からの苦情相談に対して適切な対応を進め得るよう作成されたものである。苦情相談への対応に当たっては、相談員は、別に定める「キャンパス・ハラスメントの対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について十分な理解のうえに、本マニュアルを活用すること。

1 相談員の任務及び相談体制等

- (1) 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、本学が定める防止規程及びガイドラインに準拠しなければならない。
- (2) 相談員は、苦情相談があった場合には、相談者の立場と状況を十分留意し、相談者に必要かつ適切な助言を与えるとともに、申し立て内容を確認し、どのような措置を望むかを確認のうえ、本人の同意を得てキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に文書により報告しなければならない。
- (3) 相談員は、苦情相談を受けるに当たっては、相談を受けた事実及びその内容が他に漏れることのないよう十分に配慮しなければならない。
- (4) 相談員は、相談時には対応の公平を保つために、二人体制で対応する。そのうちの一人は、相談者と同性であることが望ましい。

2 相談にあたっての基本的な心構え

(1) 秘密の厳守

相談員は、自分が受けた相談内容を他にもらしてはならない。

(2) プライバシー、名誉、その他の人権の保護

相談員は、相談者及び苦情相談に係る申し立てを受けた者（以下「被申立人」という。）を含む関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重しなければならない。

(3) 相談者の話を傾聴し、正しく理解する

相談者は、相談員に自分の訴えを理解してもらえるだけで気持ちが落ち着くことにつながる。相談員の意見をさしつけさまず、相談者の話を傾聴し、正しく理解するよう心がけることが重要である。

(4) 相談者の意思（意向）の尊重

事態を悪化させないために、迅速な対応を心がける必要があるが、相談員の考え方を押しつけたり、相談員の価値観や倫理観で割り切る姿勢は避けなければならない。つねに相談者の意思、意向を尊重し、相談者が安心して打ち明け、「どんな内容でも聞いてもらえる」という信頼関係を築くことが重要である。

(5) 相談者の感情への配慮

相談者は、精神的に追いつめられた状態や心理的に傷ついた状況で相談に来ることが多い。相談員は、相談者が「必死の思い」で相談に来ていることを念頭において対応することが重要である。また、セクシャル・ハラスメントやその他のハラスメントによる被害を受けてから相当時間が経

って、ようやく相談にくることができる気持ちになる場合もあることを十分に理解しておく必要がある。

(6) 相談者を二重に傷つけない配慮

相談者が精神的に追いつめられ、あるいは心理的に傷ついた状況で相談にくることが多いことに十分に配慮し、相談員の対応いかんによっては、いっそう傷つける場合もあることを認識しておく必要がある。

例えば、「相談者にも落ち度があったのではないか」「避けられたのではないか」「抵抗できなかったのか」といった相談員の態度や発言は、相談者を二重に傷つけることになる。相談員は、相談者がその場面で精いっぱいの対応をしたという前提で話を聞くことが重要である。

(7) 相談者の話を整理するための援助

相談者は、心理的に追い込まれて、相談内容が整理されてないことが多い。この場合、相談員には、相談者の話を整理するための援助が必要となるが、そのためにも相談者の話を十分に聴き、正しい理解を得るように心がけ、相談員の考え方を押しつけることのないようにすることが重要である。

(8) 誇張・矛盾した話への対応

相談者の話は、本人の心理的な現実に基づいて場合によっては誇張されたり、矛盾したりしていることがあるので、注意が必要である。これは、同じことを別の角度から聞いたり、異なった表現で聞いてみるなどによって確認できるが、相談員はその誇張・矛盾を指摘したり、追求したりしてはならない。そのまま受け入れる姿勢が大切である。

(9) 匿名の相談

相談者が匿名を希望する場合がある。その場合でも話しだけは十分に聴き、相談者の要望を聞きだすことが重要である。名前を名乗ることを強制してはならない。

(10) 相談者の冷静な対応

相談員は、相談者の側に立った対応をする必要がある。ただし、相談者が被申立人への批判を増長させないよう、冷静に対応する必要がある。

(11) 任務の範囲内での相談

相談員は、たとえ必要であると思われても、相談員の任務を超えた対応を行ってはならない。相談員自身の判断で、被申立人への通知や、被申立人との調停などを行ってはならないことはもちろんである。

(12) 的確な記録

相談員は、相談者の同意を得て、正確な記録を残すこと。この場合、相談者が事実として述べたことと、相談者の感情、解釈、意見等とを区別することが重要である。また、これらと、相談員自身が考えたこと、感じたこと、解釈、意見等も区別しなければならない。

(13) 中断後の相談の再開

相談は、いったん中断した後でも、再開できること伝えること。

(14) 相談員は、相談者に的確な対応ができるよう、人権保護についての研鑽を積む努力をする。

3 相談の進め方に関する留意点

(1) 相談のはじめに必要なこと

相談の開始に当たっては、相談者との信頼関係を作ることが特に重要である。そのためには、真

剣に、かつ十分に聴く姿勢を示すことが大切であり、以下の点に配慮する必要がある。

イ) 1回の面談では済まないことが多いことを念頭においておくこと。

ロ) 相談者のペースで面談し、相談者が話すまで、気持ちの整理を援助し待つこと。

(2) 相談者が話し始めたときに注意する点

相談者は、話し始めても最初から問題の核心に触れることはまれである。従って、この場面でも、上記（1）の姿勢を維持するとともに、特に次の点に注意することが大切である。

イ) ことばを急がせないこと。

ロ) 相談員の意見を差し挟まずに、相談者の話を十分に聴く姿勢を保つこと。

(3) 相談内容の核心に話が進んだときの留意点

この場面では、相談員は、不用意な意見を差し挟まず、相談者が話しやすいように相づちを打つなど、相談者の話をひたすら耳を傾けて聴くように努める。このことによって、相談員が相談者を尊重しているという気持ちを伝えるとともに、以下の点に注意することが重要である。

イ) 結論を急がないこと。

ロ) 相談者の了解を得て、話の要点を記録すること（いつ、どこで、誰が、何を、どのように、など）。

ハ) 相談者に過度に同情し、感情を移入しすぎないようにすること。

(4) 相談者の話をひと通り聞き終わったときに行うこと

今後の対応を含め、以下の点について相談者から確認する。

イ) 相談員が理解した内容が、それで正しいかを相談者に確認すること。

ロ) 相談員が聴取した内容は、秘密が厳守され、プライバシーは絶対に守られることを伝えること。

ハ) 相談者の苦情相談に係る大学の措置として、どのような措置を希望するかを確認すること。

ニ) 相談員が聴取した苦情相談の内容が、防止対策委員会に報告されることについて同意を得るとともに、防止対策委員会又は、キャンパス・ハラスメント調査委員会による事実関係の調査への協力を依頼し同意を得ること。

ホ) 相談者の苦情相談に関して、被申立人や第三者が、相談者に何らかの報復をするなど不利益な扱いをすることは防止規程で禁じられているので、仮りにこうした事態が発生した場合はただちに相談員に相談するように伝えること。

4 キャンパス・ハラスメント相談記録

(1) 相談記録の様式

キャンパス・ハラスメントの相談記録は、別紙様式による。

(2) 防止対策委員長への報告

相談員が記録した内容については、事前に相談者に確認、了解のうえ別紙様式によって行うものとする。

(3) 保管

別紙様式による記録は、防止対策委員長に提出され、その責任において厳重に保管されるものとする。

附 則

このマニュアルは平成22年9月6日から施行する。

(別紙様式)

キャンパス・ハラスメント相談記録

相談員

相談員

相談者氏名		相 談 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
<p>1 被申立人との関係</p> <p>2 問題とされる言動の内容（いつ、どこで、どのように）</p> <p>3 他の関与者（目撃者、証人等）</p> <p>4 相談者の対応（被申立人に対して）</p> <p>5 他への相談（誰かに相談しているか）</p> <p>6 相談者が、問題とされる言動をキャンパス・ハラスメントと考える理由</p> <p>7 相談者がとつてほしい措置</p> <p>8 相談員の参考意見</p>			